

山口労発基0501第10号
令和6年5月1日

各関係団体の長 殿

山口労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令については、令和6年4月25日に公布され、令和8年7月1日（一部規定については、令和6年7月1日）から施行することとされたところです。

その改正の趣旨、内容等については、別添のとおりですので、貴団体の会員各位への周知につきまして、御協力のほどお願い申し上げます。

